

中原区地域包括支援センター運営協議会公募委員選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）第5条の3第3項に規定する中原区地域包括支援センター運営協議会の公募による委員の選考を行うため、中原区役所に川崎区地域包括支援センター運営協議会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (2) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (3) 地域ケア推進課長
- (4) 地域支援課長
- (5) 高齢・障害課長

(委員長)

第3条 前条のうち、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長を委員長とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(中原区地域包括支援センター運営協議会委員公募要領の廃止)

2 中原区地域包括支援センター運営協議会委員公募委員選考委員会設置要領は廃止する。